



市の職員数と給与

平成29年度帯広市人事行政の運営状況

市職員の数や給与、勤務条件について、公平性や透明性を高めるため、「帯広市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき公表します。

問い合わせ 職員課（市庁舎5階、☎65・4107、65・4108）

職員数

行財政改革や業務の見直しを通して、適正な職員数維持に努めています（表1・2）。また、年齢構成の平準化や技術継承のため、計画的な採用と定年退職者の再任用制度^{※1}を活用するほか、今後のさまざまな環境変化に弾力的に対応するため、任期付職員制度^{※2}を活用しています。

職員の採用と退職

平成29年度の職員採用者数は63人で正規職員が48人、再任用職員が13人（うち短時間勤務が1人）、任期付職員が2人です。

正規職員の退職者数は、定年退職が43人、その他の理由の退職が20人です。再任用職員の任期満了による退職者数は14人です。

給与と制度

給与と制度は、毎年見直しや点検を行っています。平均給料額、平均年齢など（一般行政職）

職員の給料は、職務の内容と責任に応じた級と号俸から成る給料表に定められています。（表3）

ラス・パイレース指数^{※3}（一般行政職）

帯広市は平成29年度が100.7で、平成28年から0.2ポイント増えました。

ト増えました。

各種手当

◇退職手当
・定年退職 勤続25年の場合は34・5825月分、勤続35年の場合は49・59月分。1人当たりの平均支給額は219.5万円でした。
・自己都合退職 勤続25年の場合は29・145月分、勤続35年の場合は41・325月分。1人当たりの平均支給額は76.9万円でした。

◇期末・勤勉手当

基礎額（給料月額に扶養手当などと役職加算額^{※4}を加えた額）に区分ごとの月数を乗じた額を、6月と12月に支給します。（表4）

◇その他の手当

・扶養手当 1年の収入総額が130万円未満の扶養親族がいる職員に支給します。
国の制度と同様に、配偶者1万円、子1人につき8000円、父母など1人につき6500円を支給します。満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人につき5000円が加算されます。

・通勤手当 2キロメートル以上の通勤に自家用車やバスなどを利用している職員に対し、通勤距離や運賃の額に応じて支給します。

・住居手当 借家の場合のみ家賃額に応じ、最高2万7000円を支給します。

・時間外勤務手当 正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給し

表3 平均給料額、平均年齢など（一般行政職）各年度4月1日現在

区分	平成29年度	平成30年度
平均給料月額	30万4700円	30万6100円
平均年齢	40.7歳	41.3歳
初任給	大学卒	17万8200円
	高校卒	14万7100円

表4 期末・勤勉手当

区分	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225月分 (0.65月分)	0.85月分 (0.40月分)
12月期	1.375月分 (0.80月分)	0.95月分 (0.45月分)
合計	2.60月分 (1.45月分)	1.80月分 (0.85月分)
1人当たり平均支給額	普通会計分	136万9000円
	企業会計分	139万8000円

()内は再任用職員の支給割合

※4 役職加算額：給料月額×役職による加算5～20%

表5 職員給与費決算額

区分	普通会計分	企業会計分
職員数(A)	1236人	77人
給与費	給料	44億1295万円
	職員手当	10億5296万円
	期末・勤勉手当	16億9542万円
	計(B)	71億6133万円
1人当たりの給与費(B/A)	579万3956円	568万3766円

職員数は平成29年4月に給料を支給した職員の数（国保、介護、後期高齢者医療、ばんえい会計分を除く）です。

表6 人件費

区分	普通会計分	企業会計分
歳出額(A)	850億31万円	140億86万円
純損益または実質収支	—	11億6782万円
人件費(B)	110億991万円	6億4196万円
人件費率(B/A)	13.0%	4.6%
(参考)平成28年度人件費率	13.4%	4.0%

表1 部門別職員数 各年度4月1日現在 単位:人

	人数		
	平成29年度	平成30年度	増減
議会	11	11	0
総務	177	179	2
税務	70	71	1
労働	2	2	0
農林水産	43	42	-1
商工	37	39	2
土木	148	145	-3
民生	229	227	-2
衛生	92	91	-1
教育	205	207	2
消防	205	198	-7
水道	56	56	0
下水道	21	21	0
その他	68	69	1
合計	1364	1358	-6

職員数は一般職に属する職員の数です。短時間勤務の再任用職員は入っていません。

表2 級別職員構成 各年度4月1日現在

職務の級	標準的な職務	人数(構成比)	
		平成29年度	平成30年度
1級	係員	260 (19%)	237 (18%)
2級	主任補および専門員	383 (28%)	421 (31%)
3級	主任および主任専門員	210 (15%)	223 (16%)
4級	係長および主査	265 (20%)	247 (18%)
5級	課長補佐	100 (7%)	89 (7%)
6級	課長	84 (6%)	86 (6%)
7級	企画調整監	33 (3%)	29 (2%)
8級	部長	29 (2%)	26 (2%)
合計		1364	1358

30万円未満の扶養親族がいる職員に支給します。
・扶養手当 1年の収入総額が130万円未満の扶養親族がいる職員に支給します。
国の制度と同様に、配偶者1万円、子1人につき8000円、父母など1人につき6500円を支給します。満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人につき5000円が加算されます。
・通勤手当 2キロメートル以上の通勤に自家用車やバスなどを利用している職員に対し、通勤距離や運賃の額に応じて支給します。
・住居手当 借家の場合のみ家賃額に応じ、最高2万7000円を支給します。
・時間外勤務手当 正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給し

ます。平成29年度の支給額は、支給職員1人当たり平均月額2万6562円でした。
他に、管理職手当・単身赴任手当・寒冷地手当・休日勤務手当・市立高等学校教員に支給する特殊勤務手当などがあります。
職員給与費決算額
給与費は、毎月の給料と扶養手当や時間外勤務手当などの諸手当、民間企業の賞与に当たる期末・勤勉手当などを合わせたものです。決算額は市長と副市長、監査委員、公営企業管理者、教育長の給与を含めた金額です。（退職手当は除く）（表5）

特別職などの給料・報酬・諸手当
市長や副市長といった特別職の給料・報酬は、市内の公共的団体の代表者などで構成する帯広市特別職報酬等審議会の報告などをもとに決定しています。（表7）

勤務時間と休暇・休業
 勤務時間は1日7時間45分、1週間38時間45分です。休暇は年次有給休暇・病気休暇・特別休暇(産前産後・忌引・夏季休暇など)・介護休暇などがあります。

年次有給休暇は1年に20日与えられ、その年に使用しなかった日数は、20日を限度に翌年に繰り越

職員の勤務条件は、地方公務員法に基づき、国や他の地方公共団体の職員との間にバランスを失わないよう考慮しながら条例で定められています。また、職員の資質向上のため、計画的に研修を実施しています。

平成29年度の研修受講者数は、新規採用職員研修や役職別の基本研修が1319人、特別研修が1013人、専門研修機関や先進地などへの派遣研修が36人でした。

退職した元職員からの働き掛けを規制しているほか、管理または監督の地位にあった元職員(課長補佐職以上)が退職後、営利企業などへ再就職した場合は届け出を受けています。

平成29年度の退職者における再就職の届け出状況は10人でした。なお、届け出状況については市ホームページで公表しています。

サービス・勤務条件・職員研修など

表7 特別職などの給料・報酬・諸手当

	市長	副市長	
給料月額	100万5000円	80万5000円	
期末手当	[6月期] 2.075月分 [12月期] 2.325月分 (給料月額+役職加算額)×期末手当月数 ※役職加算額:給料月額×20%		
寒冷地手当(月額)	[11月~3月に支給] 世帯主で扶養親族がいる場合 2万6380円 世帯主で扶養親族がいない場合 1万4580円		
退職手当(在職月数1月につき)	給料月額×38.25 100	給料月額×31.88 100	
	議長	副議長	議員
報酬月額	58万円	51万円	47万円

職員の育成のための取り組み
 地方自治体における、さまざまな課題に対し、適切に対応し、市民から信頼される組織・職員づくりのために、人材育成推進プランを作成し、必要な能力開発、意識の向上に努めています。

平成29年度は、分限処分や懲戒処分といった不利益処分に対する職員からの不服申し立て、苦情相談、勤務条件に関する措置の要求はありませんでした。

懲戒処分は、職員の義務違反に対し、道義的責任を問い、公務遂行の秩序を維持することを目的として行います。平成29年度は2人が懲戒処分(停職1件、免職1件)になりました。

平成29年度は、心身の問題や刑事事件での起訴などにより、職務が十分に果たせない場合に、公務の能率維持を目的として行います。平成29年度は心身の問題で、14人が分限処分(休職)になりました。

懲戒処分は、職員の義務違反に対し、道義的責任を問い、公務遂行の秩序を維持することを目的として行います。平成29年度は2人が懲戒処分(停職1件、免職1件)になりました。

人事評価
 職員個々の能力を把握して、職員の意欲の増進、組織全体の士気や公務能率の向上を図ることを目的とした人事評価制度を導入しています。

分限処分は、心身の問題や刑事事件での起訴などにより、職務が十分に果たせない場合に、公務の能率維持を目的として行います。平成29年度は心身の問題で、14人が分限処分(休職)になりました。

懲戒処分は、職員の義務違反に対し、道義的責任を問い、公務遂行の秩序を維持することを目的として行います。平成29年度は2人が懲戒処分(停職1件、免職1件)になりました。

懲戒処分は、職員の義務違反に対し、道義的責任を問い、公務遂行の秩序を維持することを目的として行います。平成29年度は2人が懲戒処分(停職1件、免職1件)になりました。

分限処分と懲戒処分
 分限処分は、心身の問題や刑事事件での起訴などにより、職務が十分に果たせない場合に、公務の能率維持を目的として行います。平成29年度は心身の問題で、14人が分限処分(休職)になりました。

懲戒処分は、職員の義務違反に対し、道義的責任を問い、公務遂行の秩序を維持することを目的として行います。平成29年度は2人が懲戒処分(停職1件、免職1件)になりました。

懲戒処分は、職員の義務違反に対し、道義的責任を問い、公務遂行の秩序を維持することを目的として行います。平成29年度は2人が懲戒処分(停職1件、免職1件)になりました。

懲戒処分は、職員の義務違反に対し、道義的責任を問い、公務遂行の秩序を維持することを目的として行います。平成29年度は2人が懲戒処分(停職1件、免職1件)になりました。

市民の疑惑や不信を招くことがないよう、職員に対して倫理保持、交通安全などについての注意喚起を行っています。

公務災害補償制度があります。平成29年度の災害件数は、公務災害が11件、通勤災害は2件でした。

懲戒処分は、職員の義務違反に対し、道義的責任を問い、公務遂行の秩序を維持することを目的として行います。平成29年度は2人が懲戒処分(停職1件、免職1件)になりました。

懲戒処分は、職員の義務違反に対し、道義的責任を問い、公務遂行の秩序を維持することを目的として行います。平成29年度は2人が懲戒処分(停職1件、免職1件)になりました。

住宅用火災警報器は正しく設置・点検しましょう!

1. 居室の天井付近に設置する。
2. 洗濯物を干す際、洗濯機の排気口付近に設置しない。
3. 住宅用火災警報器の点検。
4. 警報器が鳴らなかつたら、交換する。

- ストーブ火災を防ぐポイント**
- ①つけたまま外出・就寝しない
 - ②周りに物を置かない
 - ③ストーブの上や近くで洗濯物を乾かさない

秋の火災予防運動

日ごとに寒さが増す秋は、暖房機器の使用により火災が発生しやすくなります。火災の発生を防止し、命と財産を守るため、10月15日から31日まで全道一斉に秋の火災予防運動が実施されます。

期間中、住宅用火災警報器やこまごまの火の周りを確認するため、消防職員と消防団員が高齢者や体が不自由な人の家を訪問します。また、子どもの火遊びをなくするため、消防署や各出張所で不要なライターを回収するほか、女性消防団「桜華分団」が、子どもの火遊びをテーマに幼稚園や保育所で防火演劇を披露し、火と煙の恐ろしさを伝えます。

消防ふれあいフェア2018

消防署を一般開放して、消火、救急、通報体験など、いざというときに役立つ体験コーナーのほか、住警レンジャーショーやはしご車搭乗体験などを行います。

日時 10月21日(日)、10時30分~12時30分
 場所 消防庁舎(西6南6) 子どもも大人も楽しく学べます

問い合わせ 帯広消防署指導課(西6南6、消防庁舎1階、☎26・9131)